

「第21回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日時：平成29年9月11日(月曜日) 19:00～21:20

場所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋賀県) 高砂琵琶湖環境部長、中村審議員、東村最終処分場特別対策室長、谷口室長補佐、藤原主幹、伊香主幹、石田副主幹、金崎主任技師、井上主任技師、山本主事

※コンサル4名

※二次対策工事業者2名

(栗東市) 高岡環境経済部長、木村環境政策課長、殿村課長補佐、矢間主査

(自治会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計16名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) なし

(市議会議員) 6名

(傍聴) 1名

(報道機関) なし

(出席者数 43名)

司会： 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから第21回旧RD最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきます。

それでは、開催に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の高砂から御挨拶を申し上げます。

部長： 失礼いたします。皆さん、こんばんは。本日は皆様、大変お忙しい中、また夜分お疲れのところおいでいただきまして、誠にありがとうございます。今年度2回目となります連絡協議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

旧アール・ディエン지니어リング最終処分場の特定支障除去等事業につきましても、県で実施計画を策定いたしまして、国の支援をいただきながら取り組みを進めているところでございますが、前回の連絡協議会でも御説明を申し上げましたけれども、大型の鋼材等の当初想定できなかった埋設物が出てきました関係で、土留矢板設置工法を変更する必要が生じ、県では実施計画の変更を進めているところでございます。

事前に書面にて各自治会長様に御連絡を申し上げさせていただきました。また、一部、新聞の報道でもございましたけれども、8月8日に県議会の環境・農水常任委員会が開催されまして、その常任委員会におきまして、事業費の増額も含めまして変更概要につきまして御説明させてい

いただきました。これからも地元の住民の皆さん、栗東市、また県議会にしっかりと説明させていただき、御理解をいただきながら実施計画の変更手続に滞りがないようにしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

さて本日でございますが、お手元の次第にお示しさせていただいております、大きな項目といたしましては3点でございます。

まず、議事2のところになります。1点目は本年度の第1回モニタリング結果につきまして御報告させていただきたいと存じております。今回、観測値に大きな変動等はなかったところではございますが、今後の掘削工事の進捗によりましては変動を生じる場合もあるかもしれない、そういうことをしっかりと念頭に置きまして、引き続き注意深く見てまいりたいと考えております。

次に、2点目、議事3のところですが、工事等の状況について報告させていただきます。B工区では、底面遮水工の施工を順調に終えて、現在、浸透水貯留層の施工を行っているところでございます。底面遮水工の進捗状況ですとか、品質管理結果等につきまして御報告させていただきます。

また、CからEの工区についてでございますけれども、引き続き廃棄物土の掘削を行っております。掘削により出てきております廃棄物につきましては、後ほど担当より御説明させていただきます。

最後に項目としては3点目になります、工事の施工方法等についての報告となります。今後、施工を予定しておりますB工区周辺の側面遮水工の施工方法、国道側の鉛直遮水工の端部の位置変更および実施計画変更の進捗状況につきまして御説明させていただきたいと存じます。

これからも、引き続きまして、常に皆様と情報を共有させていただきながら、またしっかりと協議をさせていただきながら着実に二次対策工事を進めてまいりたいと考えております。今後とも、ぜひ引き続きまして御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会： それでは議事に入ります前に、改めてお断りさせていただきます。この会議は旧RD最終処分場問題に係わる、周辺6自治会の皆様と県、市との意見交換の場でございますので、傍聴の方からの御発言はお受けしないことといたしております。また、会場の使用時間の関係でございますが、最長で21時30分、午後9時30分までとさせていただきます。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と一緒にとじている資料1と、前回6月12日の連絡協議会の資料の差し替え版をとじたものがあります。

それから、資料2-1「平成29年度第1回モニタリング調査結果について」、資料2の中の最後が、資料2-2「ダイオキシン類の測定結果について」です。

それから、資料3「工事等の進捗状況について」がございませう。

それから、資料4「工事の施工方法について」がございませう。

追加の資料として、本日配付してございませう、1枚もので、「B工区の黒色物質について」というもの、これが資料3の内容の補足になります。

資料につきましては以上でございませうが、足りないという方、ございませうでしょうか。途中でも不足等ございませうしたら、お知らせございませう。会議中はスクリーンでも同じ資料を適宜表示しながら説明させたいだきませうので、お手元の資料とスクリーンの両方をご覧いただければと思ひませう。

それでは議事に入らせていただきませう。まずは議事の1点目、「前回の開催結果について」説明いたしませう。

室長補佐：谷口と申しませう。よろしくお願ひしませう。お手元の資料1をご覧いただきませうでしょうか。

前回の開催結果の主な質疑について記載してございませう。この中で今回の協議会に関連する質疑と回答について抜粋して説明させたいだきませう。

2点ございませう。まず1点目につきましては、「2-2.土壤環境基準値超過区画の取扱いについて」と書かれてございませうところございませう。その中の1つ目の◇、「土壤環境基準値を超過した区画のうち「3倍基準」を適用することにより掘削除去の対象外となる項目はふっ素以外にないか。」という御質問に対して、「ふっ素以外にはない。」と回答してございませう。前回の資料2-2「土壤環境基準値超過区画の取扱いについて」の説明に関連して、超過地点数の集計ミスがございませうしたのでお詫びさせたいだきませうとともに、お手元の差しかえ版に、訂正させたいだきませうと思ひませう。詳細な説明は後ほどさせたいだきませう。

次に、2つ目ですけれども、資料1の中ほどに、「3.工事の進捗状況について」がございませう。その中の2つ目の◇、「平成14年の掘削調査では黒いドロツとしたものが出てきたが、今回B工区では出なかつたか。当時のこういった住民の指摘に対する県の不十分な対応が、不適切な処理を助長したものと考へてございませう、知事にも聞いてもらいたいで連絡協議会への出席を昨年にも要望したところだがどうか。」という御質問に対しまして、「掘削した時点では見つかっていないが、湧水が硫化水素と反応し黒いドロドロとなったものは確認してございませう。その検体が採取できればお見せする。また、知事の出席については、二次対策工事の進捗、区切りにあわせて機会を考へさせたいだきませう。」と回答してございませう。

関連する話としまして、本日の資料3にございませう、「B工区の黒色物

質について」というところで説明させていただきたいと思っております。
続きまして、説明者を交代させていただきまして、先ほどの差しかえ資料について詳しく説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

主任技師：県の井上と申します。よろしくお願いいたします。

前回の資料2-2の中の「◇地下水環境基準値超過地点数の推移について」、超過地点数の集計に誤りがございましたので、修正したものをお配りします。大変申し訳ございませんでした。修正内容については塩化ビニルモノマーの超過数を二重で集計した井戸が1箇所ございまして、あと、ほう素の超過数を集計漏れしていた井戸が1箇所ございました。具体的な修正点については、前のスクリーンをご覧くださいとわかりやすいと思うんですけども、この赤印がついているところでほう素の超過地点数が1地点増。この三角印がついています、塩化ビニルモノマーの超過地点数が1地点減となっております。全体的に超過地点数が減少傾向であるという、この傾向については変更はございません。以上、御確認をお願いします。

司会： ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

それでは、続きまして議事の2点目、「平成29年度第1回モニタリング調査結果について」説明をいたします。

主任技師：資料2-1「平成29年度第1回モニタリング調査結果について」というA4横長の資料をご覧ください。1枚めくっていただきまして、2ページ目、調査地点についてですけれども、前回の調査から特に変更はございません。下のページ、3ページです。今回は平成29年度第1回の調査です。調査日は浸透水と地下水が6月26日、経堂池の調査日が7月4日です。浸透水の移流拡散概念図については、特に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

今年度の調査で変更がございまして、調査、分析の会社が変わっております。ダイオキシン類の分析が、今年度は株式会社環境総合リサーチ様、その他有害物質等の分析が株式会社近畿分析センター様、となっております。

経年変化グラフについて、1つ目の◆ですけれども、H24-8(2)は、水量が僅かでありましたので、今回もpHとECのみを測定しました。一番下の◆、今回実施しましたダイオキシン類の測定ですが、H26-S2(2)とH24-4の測定結果については、内部精度管理試験において必要な基準を満たさなかったため、今回の値は参考値として取り扱います。詳細な説明は資料2-2でさせていただきます。

それでは結果を見ていきます。4ページ、5ページの電気伝導度。まず4ページのKs3地下水帯水層と浸透水です。地点はKs3地下水帯水層は○で表示、浸透水井戸は▲で表示しております。結果については全体的にいつもどおり横ばいで推移しています。一部の井戸で低下傾向が見られます。左上のH24-2(2)ですが、平成25年7月ごろから低下傾向を示しています。

次に5ページのKs2地下水帯水層は●で表示しています。だいたいの地点で横ばいで推移しています。目立ったところとしましては、下の段の右から2つ目のNo.3-1の井戸で、平成26年ごろから低下傾向で、前回、前々回と上昇しまして、今回はやや下がって横ばいとなっています。あとは例年より比較的高い値で推移している井戸が、上の段の右から2つ目No.1-1の井戸で、少し上昇して現在横ばいで推移しています。あとは下の段の左から2つ目のH24-4で、こちらも低下傾向を示した後、現在は横ばいとなっています。あと、左列の上から2つ目のNo.1で、こちらも低下傾向を示しています。

次に6ページ、7ページのひ素です。6ページのKs3層と浸透水では、全地点で環境基準値以下でした。次に7ページのKs2層ですが、3つの井戸で環境基準を超過しました。1つ目が一番右上のH24-7で、横ばいで推移しています。あとは左上のH26-S2でこちらも横ばいです。あと下の段の真ん中のNo.3-1で、こちらも横ばいで推移しています。その他の井戸では不検出でした。

次は、8ページ、9ページのふっ素です。まず、8ページのKs3層と浸透水では、全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下で検出された地点が2地点ありまして、浸透水井戸のNo.3揚水井戸で、下のグラフの左です。横ばいで推移しています。あと、Ks3層のH26-S2(2)で、上の段の一番右です。こちらは横ばいです。

次に9ページのKs2層で、こちらも全地点で環境基準値以下でした。5地点で環境基準値以下で検出し、濃度はほぼ横ばいで推移しております。ほか6地点は不検出でした。

次は、10ページ、11ページのほう素です。まずKs3層と浸透水では、環境基準値超過が2地点ございました。浸透水の2地点、1つは下のグラフの左のNo.3の揚水井戸で、濃度としては横ばいです。あと、Ks3層のH26-2(2)で、上の段の右のグラフです。こちらも濃度は横ばいで推移しております。環境基準値以下で検出が2地点で、ほか1地点は不検出でした。

次に、Ks2層です。環境基準値超過が1地点で、下の段の真ん中のNo.3-1の井戸です。少し前までは環境基準値を下回っていたんですけども、再び環境基準値を超えております。ほか、環境基準値以下で検出が5地点で、うち以前環境基準値を超過していた地点が2地点ありまして、1つはNo.1で、左列の上から2つ目のグラフと、あと下の段の左のグラフ

のH24-4で、こちらについては今後も超える可能性がございます。ほか3地点はほぼ横ばいでした。ほかの地点は不検出となっております。

次は、12ページ、13ページの鉛です。Ks2層を含めて、全地点で不検出でした。

14ページ、15ページの水銀。こちらも今回の調査でも、全地点で不検出でした。

16ページ、17ページの1,2-ジクロロエチレン。こちらもKs2層を含めて、全地点で不検出でした。

18ページ、19ページのクロロエチレン。まず18ページで、Ks3層と浸透水は、全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下で検出が2地点ありまして、1つはH24-2(2)で、左上のグラフと、あとK-1で、左下のグラフです。環境基準値付近で変動はありますけれども、経年的には低下傾向を示しています。その他3地点は不検出でした。19ページのKs2層は全地点で環境基準値以下でした。うち、環境基準値以下で検出は2地点で、No.1の左列の上から2つ目と左下のK-1の井戸です。ほか9地点は不検出でした。

次は、20ページ、21ページの1,4-ジオキサンです。まず20ページのKs3層と浸透水では、全地点で環境基準値以下でした。基準値以下で検出が4地点ありまして、変動はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。不検出が1地点です。次に、21ページのKs2層です。こちらも全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下で検出が5地点ありまして、そのうち下の段のNo.3-1がやや上昇傾向です。その他の地点は変動はありますけれども、低下傾向です。不検出は6地点ありました。

22、23ページのダイオキシン類は、全地点で環境基準値以下でした。先ほど参考値とすると申しましたH26-S2(2)については、括弧で値を表記しております。次は、23ページのKs2層で、こちらも全地点環境基準値以下で、参考値として取り扱うH24-4については括弧で表記しております。

24ページ、25ページは考察のまとめを記しております。また御確認をお願いします。

最後に26ページの経堂池の水質です。こちらは7月4日に実施しています。農業用水基準値を超過した項目が、pHとCODとECです。備考としては、一面にヒシが繁茂しておりました。pH、COD、ECについては、過去の変動の範囲内となっております。

最後の27ページは今回の結果の一覧表です。

資料2-1については以上です。

引き続き、資料2-2「H26-S2(2)およびH24-4のダイオキシン類の測定結果について」という資料をご覧ください。

本題に入る前に1点修正がありまして、「内標準物質の添加」のところの2段落目、「内標準物質には、放射性同位体で・・・」と、お手元の資

料に表記されておりますけれども、正しくは「放射性同位体」ではなくて、「安定同位体」でしたので、修正をお願いします。ホームページに載せるときには修正させていただきます。

それではまず、ダイオキシン類測定のプロフローについて説明させていただきます。ダイオキシン類の測定ですけれども、ダイオキシン類の濃度はとても低くて、1ピコグラム、1兆分の1g/Lぐらいということで、そのまま分析しても、機械では検出されないということで、前処理として「抽出」を行います。イメージとしては濃縮です。あと「クリーンアップ」といいまして、ダイオキシンの分析機械にかけるときに邪魔になる物質を取り除くということをしてしております。この前処理作業で、どうしてももともと試料に含まれているダイオキシン類が損失されてしまったり、ちょっと何かの加減で濃度が濃くなったりします。そこで、品質管理の方法として内標準物質というものを添加するんですけれども、何かといいますと、あらかじめ濃度がわかっているダイオキシン類で、もともと試料に入っているダイオキシン類と区別されるものを前処理の前に入れておきます。「抽出」、「クリーンアップ」をした後に、そのあらかじめ入れた物質がちゃんと残っているかどうかを回収率というんですけれども、回収率を確認して、その前処理の工程で、試料の中に入っているダイオキシン類が損失していないかどうか、逆に濃くなっていないかどうかをチェックします。測定方法を定めているJISの規格で定められているんですけれども、そこでは回収率が50%から120%とならなければならないと定められております。ところが今回の測定では、H26-S2(2)の井戸の地下水と、H24-4の井戸の地下水は、幅があるんですけれども、H26-S2(2)が40%から54%、H24-4が33%から56%ということで、50%を下回ったものがあったということになりました。H26-S2(2)とH24-4の分析値自体はいつもと変わらない値が出ているんですけれども、やはり定められた回収率を逸脱したということで、今回の結果については正式な値ではなく、参考値として取り扱いをしようと考えています。

原因については、確定的ではないんですけれども、次回の調査ではこの2つの井戸については再検査用の試料を採取しておきまして、同様に回収率が低かった場合には、再検査を行うことで再発防止に努めます。

資料2-1、2-2の説明については以上です。

司会： ただいまの議事2の説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

住民： 最後のダイオキシンのことですけれども、これは薄くなったり濃くなったり、濃度が高くなるのはどういうことですか。

主任技師： 濃くなることも、まれにある。

住民：だって、あるだけしかないわけでしょう。

主任技師：イメージ的にはそうですねけれども、濃縮する際に、一旦、何か固体に吸着させたりするんですねけれども、吸着させて、その後、もとの試料よりも少ない量の液体で溶かし込みます。その液体の量がもし、変動があれば、もとのものよりも濃く出たりということはありません。ロスよりも濃縮し過ぎるというか。

住民：でも、同じ、測る量は当然、100gですか、試料の量は。

主任技師：試料の量ですか。もとの試料は、3Lのビンに6本とっています。18Lぐらいのものを濃縮して、ちょっと濃縮した後どれぐらいの量になるかは把握していませんけれども、かなり・・・。

住民： だけれども、その中に入っているダイオキシンの量は変わらないじゃないですか。濃くなるというのがわからないです。

主任技師：水の中に溶けてますので、水の量がもとよりも少なくなれば、濃くなってしまふ、計算上は。

住民：入っている量で測っているわけでしょう。

主任技師：最終的に濃度を測って、もとの量で割り戻す形になるので。

住民： わからん、理解できん。

それともう一つ、回収率が50%から100%というのならわかる。なぜ120%なの。

主任技師：そもそも濃くなる場合があるので、濃くなる場合の幅をとっている。

住民： ある量はわかっているじゃないですか。これは全部で100ではないですか。なぜこれが120になりますか。

審議員（滋賀県）：ダイオキシンを測るときは、名指しでダイオキシンを測っているわけではないんですよ。ダイオキシンの持っている特徴を測っているんです。端的に言うたら、例えば単純に、私は体重64kgですねけれども、この中で体重64kgの人は出てくださいというような測り方です。ガスクロマトグラフ質量分析と言いまして、例えば体重を測っています。ダイオキシンという名札を持っているやつを測っているんじゃないで、

体重が64kgのやつだけ出してみなさいと言ったら、体重が同じやつもいますよね。要するにダイオキシンでなくても体重が64kgになっているやつ。そういうやつも測っている可能性があり得るんで、100%を超える場合があり得る。

住民：ダイオキシンを測っているのに、何でそんな。

審議員：分析方法というものは全て物質の持っている特徴を引っ張り出してきて、その特徴を持っているものだけ測るということになっているんです。例えば、光を当ててみたりね。重さを測ってみたり、そういうことで、この名札をついたやつだけ測れるという方法はないんです。それで、先ほど申しましたように、例えばダイオキシンが体重64kgのものだとすると、例えばその中で、64kgのやつは答えなさいとします。そうした場合に、ダイオキシンじゃなくても似通ったものを測ってくる可能性があり得るんですよ。それで120%という線も入っていると、ちょっとややこしいですけども。そう御理解ください。

住民：今のことですけれども、今回初めてこんなが出てきて、今までそういうことを聞いたことがなかったんですけれども、今までそういうことはなかったんですか。

主任技師：今まで試料の再分析になるようなことはなかったです。前年度までの業者は、試料を採取して、抽出して、その後に、サンプルを2つに分けていまして、それで片方をクリーンアップしてダイオキシン類の同定をして、回収率が問題なければその値を使う。それで回収率に問題があった場合には、もう一つ残しておいたサンプルですね。これにちょっとクリーンアップを余分にして、その後で測るということをしていまして、そこで回収率は全てクリアしていったと伺っています。

住民：ということは今回は、1個だけして。

主任技師：今回はかなり低い濃度まで測る関係で、半分に分けたら、どうしてもここで出る量も少なくなって測れないということもありますので、そこを考えて、1つだけ、濃いもので測るということをされています。

住民：前よりは低いところまで測りたいという、そういうことですか。私も、ダイオキシン、いつも聞いていたけれどもね。以前はどうやって測っていたのか、そこまでよくわかっていないですけども、今回は、何で前よりも低い濃度で測ろうとしたのか。

主任技師：より慎重にされたということですね。ある意味で慎重にされた。

住民：県の要望ですか。

主任技師：いえ、違います。各企業さんのノウハウというか。

住民：じゃあ、業者さんが失敗したんですか。

主任技師：いや、そこまでは言えないですけども。

住民： いやいや、これを測ってくれと言うてね、サンプルを渡しとってですよ。それを業者さんが、業者さんのノウハウで測りますでしょう。それで、失敗したんでしょう。結局、数字が出てこなかったということは。

主任技師：失敗とまでと言えるかどうかはかなり難しい。

住民： いやいや、数字がここに出てこなかったら、結果的には失敗じゃないですか。

審議員：失敗の過程がどこにあるかがちょっとわかっていないんです。我々も業者さんに聞いてね、まずかったのと違うかというふうなやりとりをしているんですけど、そのいわゆる試料をとってから、分析するまでの間に幾つかの工程がありますのでね。先ほど申しましたように。水を採る方と、分析する方と、また違うのです。去年は一緒だったんですけども、それが今年変わっていて、その過程の中で、何か変わったんちゃうかなあと。

例えば、27ページに一覧表が出ていますね。今ちょっと、数字が低い値が出たんですね。番号で言うと、H26-S2(2)で左から2列目と、ずっと右へ行って、H24-4の2本です。これをずっと下に見ていきますとね。これは確定的じゃないですけども、一番下の欄を見ていただきますと、マンガンというのがありますでしょう。その今のH24-4だと3.5とかいう数字が出ているでしょう。あるいは、H26-S2(2)というの、1.9とかいう値が出てますよね。ちょっとほかのより数字的に高いです。マンガンは土の中にあるんですけども、これは溶けている状態ですので、何かこいつが悪さをしている可能性もあるんちゃうかなと。ちょっとわかりません。わからないですけども、可能性としては、今、〇〇さんがおっしゃったように、操作の途中で何らかのミスが起こった、あるいは水そのものが、ちょっと変わった水なので何かこれが悪さをしている可能性がある。そんなところで今は何が原因なのかわからないんですけども、そういう一連の操作の中で、何らかのことが起こったんちゃうかと。

それで、次回採るときには、この2本について、もう一回確認したい。その数字がおかしい値になった場合には、そう思っております。

住民： だんだん賢くなってるからね、昔は拾い方もよくわからないみたいな、変な調べ方したりとか、そういうやりとりがあったけども。

審議員： ご存じのように、昔はダイオキシンの公定法自体、あまりはっきりしていなかったんですが、そうした問題が大きくなってから、測定方法なり、業者の資格をとっても、例えば経済産業省がやっているように、定量してください、当然そのときには、うちが委託している業者は経済産業省の認証を取っているわけですけども。JISも確定してきた、そういうことで、昔と比べ格段に精度的には上がっている、ということです。だから昔はかなり濃度が高いところでないとはっきり出ない。

住民： 検査（の費用）も高いと思いますので、よろしく願います。

司会： ほかに御質問や御意見等がございますでしょうか。よろしいようでしたら議事の3「二次対策工事等の進捗状況について」説明させていただきます。

主任技師： こんばんは、工事を担当しております金崎です。続きまして「工事等の進捗状況について」ということで説明に入らせていただきます。

資料ですね、写真や図面等がございますので、こちらのスクリーンをご覧くださいになっていただければと思います。

こちらは5月23日に撮影しました全体の航空写真でして、現在工事といたしましては、A工区、B工区、C工区、D工区、E工区の5つの工区に分けて進めております。A工区につきましては、前回と同様に選別土の仮置、B工区につきましては底面遮水工、底面排水工、揚水ピット、貯留層工等を進めております。C工区につきましては、廃棄物土の掘削を行っております。E工区につきましても同様に、廃棄物土の掘削を進めております。

こちらのCからE工区にかけて出てきました廃棄物土につきましては、こちらの選別処理施設にかけまして、廃棄物は場外へ搬出し、埋め戻し可能な土はこちらに、中央ですね、仮置きさせていただいているような状況になります。浸透水につきましては、こちらの水処理施設で処理を行い、下水道へ放流するという形になります。

今年度の工程表ですけども、現時点の8月末時点までは実績ベースで線を引かせていただきまして、9月以降は、予定として記載させていただいております。大きく、A工区とB工区とC・D・E工区、あと有害物掘削、工事全体ということで選別土仮置と選別処理施設という形に分け

ています。

今回は6月に連絡協議会を開催させていただきました、今回は9月11日です。6月から9月にかけて中心に行った箇所が、こちらのB工区と有害物の掘削になります。B工区につきましては、揚水ピットを設置いたしまして、それに向かう底面排水管、あと、粘性土層の欠損箇所を確認させていただきました。底面遮水工、引き続き、その上にある貯留層工を進めました。

有害物掘削につきましては、D工区にH区画という部分がございます、そちらの掘削を進めております。

今回は5月に現場見学会を開催させていただきました、今後ですけれども、こちらの資料ですと、10月上旬と書かせていただいているんですけれども、有害物掘削工の作業の変更がございます、着手時期が10月になってからになるということで、また、現場見学会につきましては別途お知らせさせていただければと思います。今のところ10月下旬ごろを予定させていただいております。こちら、資料につきましてはホームページ掲載の際に訂正したものを記載させていただこうと思っております。

引き続き、「B工区の状況」につきまして、進捗状況といたしましては、揚水ピット、底面遮水工と、貯留層工の一部を施工しております。現場の状況の写真ですけれども、写真1で、こちらは底面遮水工の施工前の状況です。手前側から、国道側を見ている写真になります。写真2につきましては、底面遮水工を施工している状況です。こちらが底面遮水工を改良する機械です。

工事情報でもお知らせしましたが、6月19日に硫化水素がB工区の法面の表面から浸透水が少し滲み出ているところで検出されまして、浸透水直上では濃度が2.4ppmで、10cm以上離れると検出されないという状況でした。作業環境などに影響を及ぼすものではありませんでしたが、引き続き、こちらの貯留層工を仕上げていきまして、硫化水素が検出された箇所も埋め戻されていくんですけれども、周辺の状況を監視していきたいと思っております。

続きまして、「揚水ピットの実施状況」です。写真はクレーンにより揚水ピットを設置している状況になります。右の写真は揚水ピットの底の部分でございます、こちらの黒い管は、浸透水を揚水ピットへ導くための高密度ポリエチレン管というものになりまして、この管に穴が空いておりまして、貯留層の中の浸透水がこちらの管に流れていきます。そちらを揚水ピットに集めて、ポンプでくみ上げまして、水処理施設で処理していくということになります。

今後の対応ですけれども、揚水ピット内での作業や調査等がございますので、作業員の安全の確保のために、揚水ピット内の換気を行いながら、作業を進めていきたいと思っております。

続きまして、「底面遮水工の実施状況①」です。こちらのピンク色の

箇所は、現場見学会で確認していただきました粘性土層の欠損箇所でございます。これ以外の範囲につきましては粘性土層（Kc3層）の厚みが十分に確保できているということを確認できています。底面遮水工は厚み1m以上を基本として施工を行いました。こちらの中央の写真のように、8月上旬に底面遮水工が完了しました。

続きまして、「底面遮水工の実施状況②」ということで、底面遮水工をさせていただくときには、アドバイザーの先生方から御意見をいただいております。そちらがどういう形で現場に反映されているのかを、A工区の時もさせていただいているんですけども、同様に写真を交えながら御説明させていただきたいと思っております。

まず締固めですけれども、まず、締め固める前に「撒出し厚」というものを現場に、こういう形でマーキングをして管理しております。基本的には撒出し厚は30cm以下で管理し、今回は25cmで管理しています。こちらのマーキングに合わせて、改良土を撒出して敷きならしていきます。端部につきましては、作業員の人力によって丁寧に仕上げさせていただきました。そちらをこちらの大きな10tの振動ローラーで締め固める形になります。

続きまして、「底面遮水工の実施状況③」です。「④GPSとCCV（地盤の剛性値）評価により締固め状況を平面的に管理」ということで、転圧する10tの振動ローラーの中のモニターに図面が送られまして、そちらで平面的にどこが締め固められているのか、締め固め不足なのかを確認しながら現場の作業を進めさせていただきました。現場では現場密度試験、透水試験をさせていただきまして、どちらも求める管理基準値を満足する結果となりました。

続きまして、「H区画の実施状況」です。H区画は大きく3つの10m区画に分かれていまして、今後は、H-2区画を全旋回オールケーシング工法で掘削を進めていきます。こちらの全旋回オールケーシング工法での掘削状況を見学会にて御確認いただければと考えております。写真①はH-3の下から見ている状況になります。こちらの奥は選別土仮置ゾーンです。写真②は、H-3を上から見た写真でして、こちらの10m区画を掘削して場外に搬出している状況になります。

続きまして、E工区の「既設構造物撤去の実施状況」です。E工区には灯油タンクや、廃油タンク、プラント基礎があります。こちらの撤去の方法につきましては、基礎が中に入っておりますので、その基礎とコンクリート床板の分離ということで、コアボーリングで抜きまして、基礎と縁切りを行い、取り壊しの際には基礎に振動が影響を及ぼさない形で作業を進めていきます。

今後の予定ですが、コンクリート構造物の取り壊しや、途中にある既設杭の切断を行います。また、取り壊しの際にはアイオンブレーカー等で作業を行いますので、取り壊し音等が生じることが考えられます。

続きまして、「掘削した廃棄物」ということで、特異な廃棄物について御説明させていただきたいと思っております。B工区では廃石綿、D工区では廃コンデンサと医療系廃棄物、E工区では青色固形物等が出てきました。

廃石綿につきましては、発塵防止剤により湿潤化されているものやモルタル固結物が出てきまして、どちらも飛散のおそれがなく、二重梱包をして特定管理物として処分を予定しております。廃コンデンサにつきましては、中の油が含浸したコンデンサ内容物からPCBは検出させませんでした。また、廃コンデンサの発見箇所周辺の土壌からも溶出試験でPCBは不検出でした。D工区では医療系廃棄物も出ておまして、プラスチック容器が多数出てきておまして、こちらはフレコンバッグに保管して、焼却を行います。E工区の鮮やかな青色固形物につきましては、廃棄物土の掘削過程で、容器に入っていない、むき出しの状態で見られました。こちらにつきましてはPCBや有害金属等の溶出試験の結果、いずれの項目も不検出ということでした。

E工区につきましては、こちらも工事情報でお知らせさせていただきましたが、変圧器が1つ発見されました。こちらの変圧器は絶縁油を使っていない製品でしたので不燃物として処理させていただきました。

続きまして、「二次対策工事土工・処分実績」ということで、4月末時点との差になります。色が薄いところは、差がない箇所として、濃い黒字は変更があった箇所になります。掘削土量につきましてはプラス14,900m³、埋戻可能物仮置土量はプラス13,800m³、埋戻再生資源がプラス2,100m³、廃棄物の可燃物がプラス2,900t、不燃物がプラス130t、有害物がプラス2t、廃棄物混じり土の有害物がプラス530t、ドラム缶およびその内容物が浸潤した廃棄物土・医療系廃棄物混じり土がプラス9t、旧栗東町廃棄物埋立地由来の廃棄物混じり土がプラス4,600t、ふっ素が土壌環境基準値を超過したものがプラス430tでした。

続きまして、「選別土および覆土等の適合確認分析」です。確認分析は、300 m³ごとに分析を実施して埋め戻しの可否を判断いたします。

分析項目はカドミウム、水銀、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、TOCとなります。

選別土の適合確認回数は、前回（第20回協議会）との差としては33回、うち不適合判定がプラス2回、内容といたしましてはふっ素が不適合項目でした。

覆土等適合確認回数は、前回との差で4回、不適合判定数は0回でした。今回、不適合選別土が2回発生し、いずれもふっ素の溶出量が管理基準値（0.8mg/L）を超過しました。

1回目が、7月10日から12日の3日間にD工区H区画（3区画）直上のEL146mから145m間の廃棄物土から発生した選別土で、ふっ素溶出量が0.94mg/Lでした。

2回目は8月9日、10日、17日の3日間にD工区H-3区画に隣接する

EL140mから138m間の廃棄物混じり土から発生した選別土で、ふっ素溶出量が0.92mg/Lでした。

全量、廃棄物として場外搬出し、処分いたしました。

こちらの適合確認分析の詳細につきましては、お手元の資料の16ページ以降に資料をつけさせていただいておりますので、また御確認いただければと思います。

続きまして、「B工区の黒色物質について」というところで、説明者を代わらせていただきます。

主任技師：井上です。よろしく申し上げます。

本日お配りしました、「B工区の黒色物質について」という資料をご覧ください。

B工区で発見された黒色物質についての分析と、アドバイザーの先生方に見解を伺いましたので、結果について御報告します。

まず、試料についてですけれども、三つございます。

一つ目は1番、県が採取した試料です。今年の6月13日から19日にB工区の浸透水用仮水路で採取したものです。試料についてはこちらです。写真撮影時は黒かったんですけど、ちょっと今、空気に触れて酸化して茶色っぽくなっております。後で回させていただきます。

次は、順番が前後しますけれども3番です。前回の協議会で〇〇さんから提供していただいた写真で、平成14年の高アルカリ原因物調査の際に数箇所ある、つぼ堀り箇所のうちの1箇所で出てきたものです。こちらについては写真のみとなっております。

最後に真ん中、2番ですが、こちらについては3番で黒色物質が出てきた二、三日後、3が出てきたつぼ堀り箇所の取水管で採取されてペットボトルで保管されていたものです。3と2は違うものとのことです。ペットボトルから移しかえたものがこちらで、こちらはちょっと重いので、小分けしたものを後で回させていただきます。こちらも空気に触れているところは酸化して茶色っぽくなっています。

それでは結果ですけれども、1、2の試料については灰分率と蛍光X線分析で元素の組成を分析しました。灰分率というのは、いわゆる無機物がどれぐらいあるかという数値です。

1番については93%、9割方が無機物。

2番については、7割方無機物という結果が出ています。

あと蛍光X線分析の結果ですけれども、1番についてはケイ素、鉄が高濃度で含まれていて、硫黄についても比較的高濃度で含まれています。

2番については、鉄と硫黄が高濃度で含まれています。

分析機関の所見としましては、どちらも黒色は硫化鉄の成分の色である可能性があるかとされています。

右下に県の見解が書いてあるんですけども、先に次のページのアドバ

アドバイザーの先生方の見解を見ていきたいと思えます。

樋口委員と梶山委員と小野委員に見解を聞いております。

樋口委員の意見としては、「1、2については硫化鉄生成が原因による黒色化だと思います。3については残念ながら試料が残っていないので推定は不可能です。写真からも見当が付きません。」ということです。

梶山委員については、鉄と硫黄の化合物はいろいろあるんですけども、このうち「硫化鉄が最も有力です。分析の結果、鉄と硫黄の重量比からこれらが、硫黄が100%結合したとしても、1で生成する硫化鉄は最大で9.8%、2については最大で18.0%にしかならないということで、硫化鉄が最大限含まれているとしても、それぞれ全体の10~18%ということで、残りの82~90%は硫化鉄以外のものということになります。結論としては、硫化鉄以外のものというのは、大部分は水酸化第2鉄とケイ酸塩等の他の物質になります。外観から見て、硫化鉄の「黒色」が全体の10~18%程度で、写真のように真っ黒で均一な外観を示すものか、若干疑問が残ります。もし、さらに分析するのであれば、炭素分析、有機物分析、細菌分析、その他の分析をする必要があるでしょう。」とのコメントをいただいております。

最後、小野委員については、「硫化鉄等による黒色化であると思われまます。なお、通常見られる黒色物質より鉄の濃度が高いように思われまます。黒色物質を水に溶いて酸化させると表面に油膜のような酸化鉄の膜が出てきます。処分場で見られる黒色物質は鉄以外の重金属の硫化物も含んでまます。また有機汚濁性が高いので、黒色物質を含む浸透水が処分場外に拡散しないようにしてください。」とのコメントです。

分析方法についても所見をいただいております。

蛍光X線分析、今回したんですけども、「さらに精度よく分析するには、低温乾燥したものを分析するとよい。また、灰化後の灰について蛍光X線分析したほうが金属類の値が正確に確認できます。」とのことです。

2つ目は、X線回折という分析方法がありまして、「鉄硫化物は結晶化まで至っていない可能性があるので検出できない可能性があります、こういう黒い物質が出ている周りに白い物や黄色い物が出ている場合は、それらからは硫黄、炭酸カルシウム、アルファクオーツの結晶が検出されます。」とコメントをいただいております。

最後、アドバイザーの先生方の見解を踏まえまして県の見解ですが、前のページ右下です。「1および2については、分析結果から、鉄分が多い浸透水に処分場内で発生した硫化水素が反応して硫化鉄が生成し、黒色化したものと推定されます。」

ただ、3については、採取した住民の方によれば油臭はなかったとされているんですけども、こちらは正しくは採取したときには処分場のおいかなりきつくて、異臭がわからなかったとのことです。どろどろして照かりがあったので、油ではないかとの証言をいただいております。

すが、「2の物質とは採取日が異なる上に、試料がございませんので、推定は困難であると判断せざるを得ません。」とさせていただきます。

差し替え前の資料に蛍光X線分析の結果を参考につけておりますので、また御確認をお願いします。

「B工区の黒色物質について」の説明は以上です。

司会： ただいまの議事3につきまして、工事の実施状況の件、それから掘削された廃棄物の件、それから今の黒色物質の説明をさせていただきましたが、今の説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いします。

住民： 前回、会議に出させてもらったときに、〇〇さんが採取されたというのがこの2番です。県から泥棒呼ばわりされて取ってきはったというやつが2番。それで、普通なら1だけでいいのに2を載せたのは、それと対比するために2を載せられたんですか。黒い物質が出たのは、最近1が出たんですね。

主任技師： そうですね。1は最近我々が採取したもので、工事のときに黒色物質が出ましたので、また分析と試料を持ってきてご覧いただきますということで前回。

住民： 初めて出させていただいて、泥棒呼ばわりされたって、それだけ残っていたんですけど、その物質が何やというような質問があったと思うんですけど、ついでに載せられたんかな、いうたら。ついでに載せたというのは言い方がおかしいけど、その1が問題ですよ、今回は。質問があったから今載せとこというて、ここに載せられた。そういうことですか。

審議員： そういうことではございません。〇〇さんから御質問がございましたので、当日私がお答えさせていただいたんですけど、県が採ったのもありますと。〇〇さんが採られたのもありますと。それを比較させていただいたんですよ。それで、〇〇さんがどれをお採りになったかという2をお採りになった。3番は当日写真を見せていただきましたよね。〇〇さんが大きい写真を持ってこられて、この場でお示しになったので、じゃあそれはどういうもんですかって後日、写真を借りに行ったんです。それと我々がとったものと同じものかどうか確認するために、〇〇さんの御質問にお答えさせていただくために2を分析させていただいたということです。2番は〇〇さんがお採りになった。1番は県が採りました。

住民： 2番は、質問がありましたのでこの1と比較するため、あるいは質問に

答えるために、そういうことですね。

審議員：そうです。この質問のためであって、ついでではございません。〇〇さんの御質問に答えるために載せさせていただきました。

住民：ちょっと言い方がおかしいか知らんけど、ほっといたからこないになる。

審議員：2番のやつは、平成14年に採ったものでございますので、今から13年前のものを・・・。

住民：それを今分析されたと。

審議員：そうです。〇〇さんがきちっと残しておられましたので、少しペットボトルにあった水を見せてもらいましたけど、少し膨らんでおりまして、慎重にガスを抜きまして中からとったものが今お見せしたものでございます。

住民：そこだけ聞きたいですけど。

審議員：今、映ってますペットボトルがございませぬ。あのペットボトルに〇〇さんが十数年間保存しておられたのをお借りいたしまして、中身を分析させていただいたわけです。

住民：一つだけ言うておきます。掘削してどろっとしたものが出てきたと。それで写真だけしか残ってないんですよ。現物は残ってないんです。ところが、持って帰ろうとしたときに、社長に追いかけて、返せと、これを持って帰ったら住民を一切入れさせんようにすると言われて、泣く泣く返しました。その後で、〇〇自治会館で県の職員と話し合っ、そこで県に調べてくれと、こんなどろっとしたもん、異様なもんやないかと言いました。ところが県は頑なに拒まれました。そして住民が持って帰ろうとしたことは、これは泥棒やと、あれは有価物やと、有価物を持って帰るのは泥棒やという意見を当時の県職員から言われた。それで、仕方がないので有孔管を埋めておくということで。管を埋めておくということで、それで何日かしてから私がそーっと入りまして、ペットボトルの底に仕掛けをしました。そして底にたまったやつを上げたんです。だけど、このどろっとしたものはおそらく全く違う物ですね。形状なども全く違いましたので。

だからこのように比較するのが妥当かどうかは疑問が残りますけれど、手段としてはそれしかなかったんですよ。ほかに調べようがなかった。採れる分も採れなかったし、頑なに拒否されたので。それ以上言う

と住民を一切入れさせんというようなことを言われ、話がいきまされたのでね。泣く泣く、もうそれを飲んだと。後で試料を調べてほしいと浸透水の上澄みを調べてくれと。僕らは上澄みとは言うてないですけども、上澄みを調べてくれということで調べて何も出ませんでしたということで終わってしまいました。そのときにデータがあったかもわからん、ごまかしたのかわかりませんが、とりあえずはないということで結論とされてました。そのときに採っていただいた試料をこういう会合のときに持ってきて皆に見せたりもしてたんですけども、一回分析してくれということになりました。ただ、これとこれが同じかというのは疑問がありますし、恐らく全く違うもんだよなと思っております。そういうことです。

住民： 前回の回答は、何か鉄が酸化したような回答をされたような記憶しているんです。何かそのような回答をされましたよね。似たような回答を。

審議員： B工区を掘っているときに、黒いどろっとしたものが出ましたかという御質問に対して、いわゆる油のようなものは確認していません。ただし、硫化鉄なら見ました。その硫化鉄を見たら採って来てくれということだったんで、それを先ほどお見せした。同時に分析させていただいたということです。

住民： 化学的なことはよくわからないので単純な質問を二つさせていただきますけれども、そもそもこれは有害なものですかという、有害なものなのか、別に見逃していいものかどうなのかということが一点目です。二点目、安定型の処分場で今回のような県が採取した試料が出るというような事例があった場合、今、県はどうしますか。〇〇さんのように、あそこの安定型処分場でこういうものが出てきたんだけれどもと言って、県が調べてみたらこんなデータだったという状況になったとき、今、県はどうするのでしょうか。それが2問目の質問です。

審議員： 一つ目の安全性ですけれども、MSDSと言いまして、物質の安全性データシートというものがございまして、それで確認させていただきましたけれども、安全性に問題はない。規制の対象、水質汚濁防止法とか毒物および劇毒取締法ですね、規制の対象外です。これ自体の毒性は心配しなくていいということです。硫化鉄についてですね。安定型処分場はどうかという話ですが、御存じのように石膏ボードが一つ、これがというわけじゃないですが、一つの原因ですが、これが規制されたのは後なんです。この問題が生じてから後なので、それ以前の安定型処分場ではこういうものが埋まっている可能性があるんです。石膏ボードというものが。当然、硫化鉄を発生する可能性があります。たちまちどうしてい

るかという、硫化水素が地上に拡散していく、空気中で我々が吸ってそれが問題でありますので、硫化水素ね。そういう対策をしてくださいという指導はします。安定型処分場を持つ事業者に対して。ただし、黒いものが出てきたところで何か処理しなさいとはいかない、ただし、これも新聞ネタになったのでご存じだと思うんですけど、九州の処分場で水質調査を行うために係員がピットの中に入った。硫化水素を吸って3人の方が亡くなっていらっしゃるんで、そういう事態が起こらないような形をとっていく。実際に動いている段階でそういうところに溜まりやすいところがあれば、それに対してどう我々は対処していくかが問題になってくると思うんです。

住民： ちょっと納得がいかないので、1番目は、化学的な分析だから私も前に感じたのは、有害なものじゃありません、と言われたらマニュアルではそうなるのかなと思うんだけど、2番目の返答、こういうものがあったても合法的に埋め立てられた石膏ボードが要因だから、事業者には指導しますけれども、はっきり言って違法操業を疑うようなことはあり得ないというような意味に聞こえたけれども、RDの場合は明らかに違法操業が行われてたわけですよ。当初問題が起きたときにも合法的だということでもこういうことが起きるんだということは、僕は耳にたこができるほど県から聞かされたんですよ。でも、違法がはっきりしたという処分場でも同じ物質が出るわけでしょう。それをもって、すぐここは昔は認められていた石膏ボードが原因だと何でそう推測するんでしょうか。つまり、違法操業によってこういうものが生まれた可能性もあることを考えて、それが教訓じゃないですか。

審議員： おっしゃるように、硫化水素の発生原因として石膏ボード以外の理由も考えられます。それはそのとおりです。例えば、場合によっては汚泥が埋められてて、それが腐敗して嫌気性状態が発生した可能性は出てきたわけですので。それについて、もしそういう状態があるのであれば、それは当然違法ですね。安定型最終処分場で汚泥は埋められませんので、それはおっしゃるとおりです。今生きている処分場で硫化鉄がどこで出てくるかといいますと、地表面では出てこないですよ、当然。水が流れてくる下のところで出てくる。水が流れてきて下のところで、しかも鉄分が多いようなところで、そこで化合して硫化鉄となってきますので、注意するところといえば末端の水がとどまるようなところですよというお話をさせていただいたつもりです。要するに処分場の平地ではそういうものは出にくいんです。

住民： そういう話をしているんじゃないんです、私は。同じようなものができたときにこれが違法操業で出てきたものなのか、あるいは合法的に出

てきたものなのか、合法的じゃなくて出てきたものなのかということがありますよね。これまで県は住民が不安になるものが出てきたと言うたびに、これは合法的な操業でも出てきますというようなことを言ってたんですよ。けども、その後にRD社の違法操業が明らかになったわけですよね。今回の事例でもう一回聞いたら同じように、これは合法的なものでも出てきますというんだったら、これじゃ何ら変わってないじゃないですか、言っていることが。つまり、まずこういう異様なものが出てきたときには、住民が不安を持っているものが出てきたときには違法操業が行われたかもしれないということを疑ってかからないと、まずは合法でも出るということを考えるのではなくて、RDでも確かにこれは出てきたなと考えなければ、RDの教訓を学んだことにならないじゃないですか、ということですよ。

審議員：まず、違法性があつたところから出発しなさい、という話と承ればいいですね。

住民： ノーマルでいていただいていいですよ。ただ、中村さんの最初の説明は、まずこれは合法でも出るというところから、まずそこでスクリーニングをしちゃうじゃない。

審議員：別にスクリーニングをしているつもりは全然なくて。全国の処分場のことが頭にあつたものですから、それは確かにそういうところもありますので、確かにRDについては、いろいろところで違法性がある部分が出てきてますので、それは違法性があることに間違いはない。ただ、全国にいろいろな、安定型処分場は3,000ぐらいありますので、その中でいつのどんな事例があつたかなと思ひ浮かべましたら、そこにはそういうのもあつたということをおし上げた。

住民： 行政の体質としてはなるべく事なかれ主義というかさ、問題を小さくしようという、潜在的に多分、御本人たちも気づいていないような傾向があるんじゃないかなと、私は危惧するんですよ。このRD処分場をこのままいろいろ調べるのが、これからの処分場の安全を確保する上で大変重要な資料を提供するんだと思うんですよ。違法操業をした処分場ではこういう物質が出てきたということはちゃんと記録に残して、教訓にすべきですよ。そここのところの御留意をよろしくお願いします。というだけです。

審議員：わかりました。それはおっしゃるとおりで、掘削をしている時点でどういったものが出てきて、その違法性はどうかをきちっとつかまえて、前年度、お話しいたしましたように工事が終わった時点でそれを

報告書として、記録として残すとお約束をしておりますので、そういった形で教訓となり得る題材をつくりたいと思っております。

住民： ちょっとだけ言いたいんですけど、硫化水素が発生するのは、大概、硫黄のほうが言われるんですよ。硫黄の原因物質のことは言われるんですけど、硫黄だけで硫化水素は発生しませんのでね。これは当然、有機物があって酸素がゼロ状態でその中でしか発生しないはずですね。だから県の人が言われている、これ、いつも一緒に言うてほしいと思うんですよ。いつも硫黄だけを言っておられるので、僕らは有機物がたくさんあったからだと、有機物だなど、安定型処分場では違法物なのであって認められたものではないですね。そこのところを言わないで硫黄の原因だけを言われるんです。いつもです。ずっと昔から、それはちょっと考え直してほしいなというのが一点あります。

それともう一つは、実際この物質はもうないわけですよ。今も昔も全部掘り返してしまって、何も残ってないということになってしまったんです。本当は全部除去してほしい。だからあそこにあるのは絶対採れると、除去してもらえると私は思ってたんですよ、ところが実際は何も見つかりませんでしたということになってしまったので。ということはどこに行ったの、恐らくは薄められた、だんだんと粘土層の破壊された底から地下水に流れていってしまったんだらうなと思うんです。

もう一つは硫化鉄、これと関連性があるのかどうか、はっきりわからないんですよ、今となってはどうしようもない。結局こういうことを招いたのは誰ですか。以前の県の職員の不手際というかどうか言ったらいいか、RDの片棒みたいな、言い方は悪いけど、怒るなら怒ってもらって結構ですけど、給料泥棒だと思います。本来は県民のために仕事をせなあかんの、RD社のために仕事をしたと一緒にだから給料泥棒ですわ。RDから給料をもらうべきであって税金でもらうべきでない。それで私泥棒呼ばわりされて最悪だったと思います。言いたいことだけ言わせてもらってすみません。

住民： 同じことかもしれんのですけどね、ここの、県の見解が書いてあるところに、推定は困難であると判断せざるを得ません、というのが結論ですね。その途中で〇〇さんが聞かされたときに硫化鉄のを中心におっしゃったんで、あれと思ったんですよ。ここの梶山先生の見解のところにも硫化鉄でパーセンテージで言えばそこまで全部真っ黒になるような状況になるかどうか疑問ですと書いてあるので、それ以外の何か原因もあるかもしれない的なことを書いておられるんじゃないかと思ったんですけれども。そこでも、県の見解としても推定は困難としてあるから、硫化鉄。これだけが黒い色の、このひしゃくのほうですね。それかどうか、要はわからんということですよ。

審議員：説明させてください。梶山先生がおっしゃっているのは、2番についておっしゃっているんですよ。3番は現物がないので分析のしようがないですけど。(前のスクリーンに)円グラフがあるでしょう。その右側のグラフが〇〇さんの採られたもの。硫化鉄というのは黒い部分。残りがわからないとおっしゃったので梶山先生に確認したんですけど、我々は茶色の部分は水酸化鉄か、鉄の酸化物と思ってます、と言ったら、それはわかりました、というお話でしたので、要するに先生がおっしゃってるのは残りの9割方何にもわからんということではなくって、そこにあるのは大抵の部分が鉄の酸化物あるいは水酸化物です。それより茶色い物質ですね。茶色いのと黒いのが混じって全体として黒く見えている。そういうイメージで御理解ください。残りのが何もわからんということはないです。

住民：何もわからんというか、要は硫化鉄以外の物であるので。

審議員：その下ですよ。結論として硫化鉄が含まれると推定されますけれども、大部分は水酸化第2鉄、茶色ですね。あるいはケイ酸塩その他の物質ということになりますと。残りは水酸化第2鉄とケイ酸塩、これは土の成分みたいなものですけども、そういうもんです、と梶山先生はおっしゃっている。

住民：その下ですね、外観から見ても、この最後のところね。

審議員：ですから黒い色を形成するかどうかについては、わからないからもう少し調べたらどうですか。要するに、我々が黒色と茶色が混じって黒く見えているんちゃうかと申し上げたら、それはそういうことですね、と。ただ、もう少しわからんところもあるし、もう少し詳しく調べてみたらどうですか、という御意見です。

住民：中村さんが、石膏ボードの話から始まってそういう返事をくれはったから、それはこれの中でも一部分じゃないかなと思って。

審議員：硫化水素が石膏ボードから出てくる、そういう意味合いで申し上げた。

住民：〇〇さんが聞かはったときに、これでできたらどうすんのって聞いたらこれでと言われたから、そんなんじゃなくて、まだようわからんようなところがたくさんあるからちゃんと調べますよ、と言うような返事が欲しかったな。

審議員：少なくとも2番についてはほぼわかった。3番はもともと現物がないですからわかりようがないですね。

住民： この「外観から見て、・・・」の下、「もしも、この正体をさらに追及する必要があるのであれば・・・」と書いてるんですけど、それは2番のことですか。

審議員：はい。

住民： 2番もさらに追及する必要があるということは、わかってないことがあるということですか。

審議員：いえ、それはもっと何ぼでも詳しく調べようと思ったら調べられますけども、梶山先生のところは、結論として硫化鉄が黒色の原因で、残りは水酸化鉄ですね、あるいはケイ酸塩ですね、というのが結論だと思っております。

住民： 黒い色が何であるかを追及するのだったら、そういうこともしたらいいと。梶山先生がおっしゃってるわけですね。

審議員：ですから、硫化鉄なり水酸化鉄なりを微細に、詳細に調べるのであれば、ということですけど、また別のものということはないと理解しております。

住民： 黒い色が、なぜそういう黒い色になったかというのを今回、そういうことを言っておられると思うんですけども、私たちは3番のこれが結局はこれがないもので、追及したら、〇〇さんが言ってくれはったから、この1番と2番でとりあえずやりましたよと、いう格好で終わってしまったのかなという気がします。

審議員：おっしゃるように3番は現物がありませんので何とも言いようがないんです。ただ、〇〇さんが採られた上澄みなんかわかりませんが、そこにあったものと今お見せしているものとは同じなので、硫化鉄ですねということはあると思うんです。

住民： すみません。この3番がないからとおっしゃってるんですけども、その1番と2番の物質の性質から考えて、最悪の状況を考えたときに3番はどんなことが推測できるんですか。どんなものだろう、相当有害な物質であるということで推測されるとしたら。

審議員：これは推測しかできないので何とも言いようがないですが、私も現場で3番のものを見たり手で触ったりしてたらそれなりのことは何とか言えたと思うんですが、写真でしか見てないんですよ。ですからこれはどういう、どの程度のものかはちょっと申し上げようがないです。1番、2番でいうと、これは今見ていただいたようにさらさらしたものですから・・・。

住民： 当然、そういうふうにおっしやるんだらうけど、推測ですからね、最悪こんな有害物質も存在し得る、ということが専門家として考えられませんか。

審議員：無理矢理申し上げるとすれば、この資料2を見てください。資料2-1の17ページ、左のグラフの上から2番目、No.1というグラフですね。B工区の直下です。そのグラフを見ていただきますと平成15年ぐらいから上がってきているんです。それまで何もなかったのに平成15年ぐらいから上がってきてます。RD社がその穴を掘ったのが平成14年です。この処分場はご存じのとおり、平成10年で閉めてますので、あと何もいじってないんですが、平成14年にRDに求めて（有害物の撤去を）やらせた、その結果何らかの汚染物がそこに行ったのちやうんかと、それが1,2-ジクロロエチレンではないかと思ってます。それが今、10年経ちまして濃度が下がりました。

住民：これが流されたということですか。

審議員：拡散したということですね。薄まったということですね。

住民：長期間ほっといたから流れてしまったということですね。

審議員：そうですね。じわじわ、じわじわいったと。それより下のところを見てください。K-1というところがありますね。経堂池の下側です。No.1の井戸のさらに下流側です。一番左側のグラフの一番下のところK-1。何も出てないんですね。これは遅れて出てくるはずなのに何も出てないですね。つまり希釈されてるんですよ。この段階でね。ご存じのとおり、経堂池の周りは谷になっていますよね。国際情報高校とこちら側は昔の迷路、あそこの間は谷部分ですから、そこの中を通っているはずですよ。No.1のところで出たものがK-1でずっと出てない、ということは、これも全部推定ですからね。希釈されてるんちやうかなと思うんです。問題はなかった、この1,2-ジクロロエチレンに関していうならば、この下のところでは出てません。

住民：下のほうには拡散しなかった。

審議員：下のほうには拡散しなかったんじゃないかな、と。この数字だけ見るとですよ。

住民：何か消えてしまった。

審議員：いえいえ、薄まった。消えることは絶対ないですね。消えるわけはなくて、しかも、微生物の分解も早いわけではないですから、希釈しか考えられないことがないですけれども、K-1では出てないですね。

住民：自然分解することもある。

審議員：微生物が分解します。ただ、分解っていうのは非常に遅い。

住民：推定の話しかないですけども、今。

審議員：ごめんなさい。ほんまにこれは全部推定です。

住民：結局それが一番大きな問題なんですね。

司会： ただいまの議事に関しまして、ほかに何かございませんでしょうか。それでは、次の議事4に行かせていただきます。議事の4「工事の施工方法について」でございます。御説明させていただきます。

副主幹：最終処分場特別対策室の石田です。よろしくお願ひします。

資料4「工事の施工方法について」ということで、スライドを使いまして説明させていただきます。お手元には資料4を配らせていただいておりますので、あわせて見ていただきたいと思います。

初めに、「側面遮水工の施工方法」について説明させていただきます。図はB工区でして、全体の平面図がございまして、こちらが国道になっておりまして、A工区、B工区、C工区、D工区、E工区とありまして、ちょうど丸印のあたりを拡大しているというような図になっておりまして、左の部分が国道という形になっております。第19回の連絡協議会でも説明させていただいておりますけども、沖積層が深くこのあたりに分布しているというようなことで、赤で囲んだ部分が側面遮水を施工する予定としている範囲ですけれども、この青い部分につきまして沖積層が深くあるというような形が想定されますので、この部分をセメント改良で地盤を固めた上で側面遮水を実施するというのを想定しております。今回、この部分の沖積層を詳細に調べるために、ボーリング調査をこの黒

い丸の範囲あたりで実施いたしまして、この側面遮水のセメント改良の範囲を確定したいと考えております。この調査の結果によっては改良範囲であったり、施工方法は若干変わるようなことも起こり得ると考えております。

次に、側面遮水工の断面図です。この左手が国道側になっておりまして、ボーリング調査の結果にもよるんですけども、現時点では沖積層、この青い部分ですが、この部分を地盤改良いたしまして、6分^ぶぐらいの勾配で掘削しようと考えております。そして、その前の部分に側面遮水を設置していくような形になります。側面遮水につきましては、施工幅2m以上を確保しまして、施工時には一層30cm以内で締め固めて、上へ上へと側面遮水を仕上げていく方法になります。

続きまして、側面遮水の西市道側ということで、先ほどのB工区の部分と、あとC工区、D工区という方向で、この西市道側に側面遮水が仕上がっていくという形になるんですけども、西市道側の敷地境界に沿って基本的に垂直方向で側面遮水を設置していく予定でして、敷地境界より外側についてもこの側面遮水を施工するために掘削していくような形になっております。この掘削した部分については、普通の土で埋め戻しをさせていただくという形になります。また、この西市道側の敷地境界の外側には、一部はみ出して旧栗東町埋立地由来の廃棄物が分布しています。

続きまして、「鉛直遮水工の端部の位置の変更」についてです。当初計画位置の折れ部ですけども、この部分でボーリング調査を実施した結果、廃棄物が存在していることが判明しました。昨年9月の第17回の連絡協議会で、この先の「(当初) 変更予定位置 (試掘調査ライン)」で試掘した結果、この部分において地山の存在が確認されました。その後、詳細な調査を実施して、問題がなければここで施工したいという説明をさせていただきました。その後、「(当初) 変更予定位置 (試掘調査ライン)」でボーリング調査を実施いたしましたところ、土中に一部廃棄物が混在していることが確認されました。そのため、この位置での施工が難しいということで、「(最終) 変更位置」という部分で施工したいと考えております。この「(最終) 変更位置」は、B工区の底面の状況を確認するために、既に全体を取りまして、この部分を埋戻した後に廃棄物がないことが確実になる場所ですので、その部分で鉛直遮水を施工したいと考えております。

最後に、「特定支障除去等事業実施計画の変更」について説明させていただきます。前回の協議会でもお話をさせていただいたとおり、事業費が70億円を超過する見込みとなったことから、実施計画を変更することです。今回の実施計画の主な変更箇所としまして、1点目は、二次対策事業に要する費用をおよそ70億円から81億円に変更させていた

だこうと考えております。2点目としましては、有害物掘削除去に係る矢板設置工法を、大型の鋼材や大きなコンクリート殻などが出てきたことから、このままでは矢板の設置ができませんので、これらに対応できるような方法に変更したいと考えております。

あと、3点目といたしましては、一次対策が完了したことや追加調査により新たに判明したことなど、記述の時点修正をするということになります。主な時点修正の箇所としましては、D、E工区においてボーリング調査を追加したところ粘性土層の欠損範囲が想定より広がっていることが確認できたこと、B区画で沈砂池がございましたので、沈砂池を利用している間は調査できませんでしたが、沈砂池の機能が不要になったことから、ボーリング調査を追加実施したところ、地山の状況や土壌の汚染に係る環境基準値を超過した箇所が確認されたこと、事業対象地について順次、担保権の抹消等、権利関係の整理をさせていただいたり、地権者との寄附交渉などを行って、平成26年度に全て県有地化したことを今回の実施計画変更の中に挙げさせていただこうと考えております。

実施計画変更のスケジュールにつきましては、栗東市および環境審議会に変更案に対する意見をいただいた後に、県議会の常任委員会で変更案につきまして審議をしていただいて、11月以降には環境省へ実施計画の変更申請を行うと、現在のところ考えております。

以上で資料の御説明を終わらせていただきます。

司会： 議事4「工事の施行方法について」、これから予定しています工事の施工方法と実施計画の変更につきまして説明いたしました。今の説明につきまして、御質問や御意見等ございましたらお願いします。

住民： 5ページですけど、鉛直遮水工で伸びたメートル数というか、何mぐらいですか。

副主幹：当初の部分からいきますと、20mぐらいです。

住民： 教養がないので教えていただきたいんですが、この鉛直遮水工とは、これは、側面遮水工はわかるんですが、鉛直遮水工とは何ですか。どう違うんですか。

副主幹：鉛直遮水工につきましては、TRD工法というセメント改良ですね、チェーンソーのような機械をここに垂直に差し込んで、55cmぐらいの厚みのセメント改良を行って、壁をつくるような形ですけども、それはこの部分を掘らずに実施するような形です。こちらは地山の確認をした上で地山の側面に遮水工を造成するというか。

住民：さっきのは鉛直で、後者が側面。

副主幹：そうです。

住民： 3ページですが、3番目のポツですが、「西市道側では、敷地境界をはみ出して旧栗東町廃棄物埋立地由来の廃棄物が分布している。」と。それはRDに続いて、隣接して、町の廃棄物処分場があったんですか。あれは埋立地か。

副主幹：そうですね、このRDの処分場にする前に、ここは旧栗東町の埋立処分場があったと。

住民： 同一場所にあって、市道から西にもまだはみ出したところが残ってあったという、そういうことですね。

副主幹：そうですね、その一部が、ここに旧栗東町の埋立地があったということで、その端がこの敷地境界をはみ出して、一部残っているような形です。

住民：それは一般ごみ。

副主幹：そうですね。

司会： ほか御意見、御質問等がございましたらお願いします。

そうしましたら、予定の議題はこれで全て終了しましたが、先ほど○自治会さんから・・・。

住民： 先ほどちょっと質問するの忘れてしまって。資料3の5ページです。ここに「底面遮水工の実施状況①」があって、そこに底面遮水工構造というものがあるんですけど、右のほうに。これは右のほうの真ん中辺に、そこにセメント改良土というのがあって、それが25cm、25cmになっていると。そして、ベントナイト改良土があって、またセメント改良土、このサンドイッチになっている、このベントナイトを間に挟んでいるという、これはどういう意味ですか。どういう目的でここに入れるのか。

主任技師：目的ですけども、今回、工事業者の技術提案でもあるんですけども、ベントナイトには水を含むと膨らむような性質がございまして、水をより通しにくくするような層になります。セメント改良土は透水係数が $1.0 \times 10^{-6} \text{cm/s}$ あるんですけども、それよりも水を通しにくい性質ということで、より地下に浸透水が行かないようにするためにベントナイト層を

施工者の提案でさせていただいたというような形です。

住民：セメントだけだったら、水が通るかもわからんと。

主任技師：遮水工というのはある程度、透水係数が決まっているんですけども、より浸透水を通しにくくするためにベントナイト層というものを現場で施工していくような形になりました。

住民： 念入りにやっておられるとは思いますが、ただ、ベントナイトが膨れるのは、何%膨れるんですか。これは例えば、施工した後に乾いたやつをわっと敷いて、そしてまた、セメント改良土にしたという、これは割れへの、押し上げて。

主任技師：そんなにすごく膨張するというものではないですけども。

住民：だからどれぐらい膨れてくるというのは、わからないですけど。

副主幹：このベントナイトは、水を含んでしまいますと、言われているように膨らんでしまいますので、施行後は通常、このセメント改良土で挟むことで水を通さずにこの膨らみを抑えていくと。万が一、水が浸透してしまった場合に、このベントナイトがその水を含んで、膨潤してその穴を塞いでくれると。

住民： それはわかるけれど、例えば25cmで膨張がきついたら上のセメントは割れるの違うの、ひび割れをしないの。そういうことは起こらないわけですか。

コンサル：〇〇の〇〇です。セメント改良土でも十分遮水性があるということで、しかもコンクリートではなくて土に混ぜている分ですので、多少の変形性もありますし、よっぽど不均一な地盤とか、変な荷重がかかることがない限り、セメント改良土で問題ないということで先生方にも御了解いただいているんですけども、でも万が一ということの一つ、JVの新しい提案として、ベントナイト改良土をサンドイッチすることで、もしセメント改良土の中にクラックが入って水が湿潤したときに、先ほど、ベントナイトというものは水を含むと膨張性があると。最大10%とかいたりするんですけども、それで上下のセメント改良土を壊すということはございません。それはそれに応じた膨潤率の中でその塞ぎにいくという面と、少しでも工夫してみようかというJVの提案の中で、これに入れていただいていますので、プラスさらにという御理解をしていただきたいと思います。

住民： 実際は、完全に埋まってしまえばね、その重みもかかるから、そんなことはないだろうと思うけど、ちょっとこの間にサンドイッチをしていることの意味がちょっとわからないけれど。

コンサル： 拘束性を持たすことで、それがうまくさらに密着して塞ぎにいくと、そういう意味のサンドイッチです。

住民： わかりました、はい。

住民： 栗東市さんに質問があります。そちらからも意見がありましたけども、この問題の責任の一端は間違いなく栗東市にあると私は思っているんです。もともと市の一般ごみ廃棄物処分場だった鴨ヶ池を町長の親族企業に返されて、そこは議会ではテニスコートになる予定だったんです。自然休養公園構想の中では、それを議会で議決していながらも処分場の拡大を容認してきたことを、やっぱり栗東市としては反省すべきだと思います。自然休養公園構想は、この問題が起きたときに、市の担当者に聞いたら、まだ死んではいませんと。これ、どうするんだろうなと思ってそれっきりになっているんですが。そこでお尋ねしたいことは一つというか、それに関連してもう一つですが、まず今、RDの本社屋の場所、あそこ木々が伐採されて、中途半端に何か工事が行われていますけれども、あその状況は誰が所有して、何でああいうことが起きているのかを市として把握していることについて教えてくださいというのが一点です。

もう一つは、このRD旧処分場の周辺、あの本社屋を含めて、周辺地域の状況をどう考えているのかという、つまり、私は素人考えで言えば、このRD問題がある程度決着しないと手をつけられないと思っているんですけれども、一方で、あのあたりの土地を持っている人たちが、例えば住宅地にしたいとか、あるいは何か施設を建てたいとかと言って、用途地域の変更を申し立ててくることも十分考えられると思うんですが、あの辺の処分場周辺地域に対して、栗東市側はどのような態度で臨んでいくのかを、そこも含めて2点目としてお聞きいたします。

栗東市（課長補佐）： 今、御質問いただきました件につきまして、まず1点目の旧RD社屋と巨大迷路があった場所の開発等についてということですがけれども、現在、市で把握しております内容といたしましては、あの場所について、木材の伐採届というものを農林課で受理しております。この伐採届については、一応、使用目的は資材置き場として利用するというので、伐採届が出ております。

栗東市（部長）： 2点目のこのRD処分場、その周辺地域の将来的なところの跡地

利用といたしますか、その辺の展望ということだと思いますけれど、現状におきましては、市街化調整区域になっており、土地利用の制限がかかっているところでございます。将来的にその周辺の地域をどうしていかうかということについては、今後、都市計画の中でその見直しを図っていくこととなりますが、具体的に今の段階ではこうしていきましようというのはありません。

住民： 再度申し上げますけども、議会で議決された都市計画がないがしろにされて、開発が進められたというある意味で前科があるわけです、栗東市さんには。そこを考えた上で、この問題が起きて、まだどういふふうな最終的な地域社会が生まれるかがわからないような段階で、あそこが例えば企業からの圧力や政治家の圧力によって、手をつけられるというのは、私は納得できない。そういうことはないと考えて住民は安心してよろしいですか。

栗東市（部長）： いわゆる開発が進んでいるところについては、都市計画法に基づいて、許認可等を経た上で開発がなされていると理解しておりますので、今の御指摘につきましては、そういったことはないと考えてございます。

住民： はい、わかりました。それと本社屋、資材置き場ということは、民間企業が所有していると理解してよろしいですか。

栗東市（課長補佐）： 所有者などの件につきましては、個人情報との関係がございますので、細かいことまでは申し上げられませんが、企業ではなく、個人様の所有になっていると固定資産台帳では確認しております。それと、一人ではなくて複数の所有者の方がいらっしゃいます。

住民： はい、わかりました。ありがとうございました。

住民： ちょっとすみません、今の質問でよくわからないんですが、1点目、本社と言われたんですが、それは迷路のどこを指しておっしゃってるんですか。

住民： そうです。あそこは市街化調整区域だから、本来、本社屋を置けないんです。

住民： いや、本社は、自宅じゃなかったですか。

住民： それは自宅に後で移したんです。実際上はあそこに本社屋があったん

です。形式上は、自宅に途中で移したかもしれませんが、実際上は、この問題が起こったときには、県の職員はみんな、あそこの迷路のそこへ行って、RDと交渉していた。

住民： 2点目ですが、先生がおっしゃっているその場所ですが、今、土壌改良をしているその土地をおっしゃっているんですか。その周辺をおっしゃっているんですか。

住民： セブンイレブンの向かい側に小山になっている迷路のどこありましたよね。

住民： あそこのことをおっしゃってるんですか。

住民： あそこは本社があったとこ。

住民： いや、それは知ってる。

住民： それと含めて、そもそもRD処分場の経堂池側、あそこにはテニスコートができて、そして、そのための宿泊施設ができて、あの辺は全体自然休養公園、プールができてという、そういう計画がそもそも町にあったんです。

住民： でも、あそこはもう県所有の。

住民： 今はね、県の所有になったから、そういうことになったんです。だから、一部分はそういう形にはなっちゃってて、じゃあ、あの全体の地域を栗東市としては、どういうことを今後考えているんですかという質問。

住民： いや、県が所有してんねんから、当面は何十年かわかりませんが、県の意思で決まるんじゃないですか。

住民： その処分場の部分はね、ただ処分場を含めて国際情報高校の下、それからさっき言った迷路のあるところまで含めた公園構想があったんです。

栗東市（部長）： 国道1号バイパスができて、あの道路がいわゆる迷路側、西側ですね。西側については、いわゆる都市公園、総合公園ということで、休養公園構想ということで申し上げましたけども、都市公園という、健康運動公園ということで計画決定がされています。その計画決定については、現在生きておましてね、ただ、当初の計画どおりの整備がま

だできてないのが現状でございますが、都市計画法上は、いわゆる公園としての計画決定がなされているのが現状でございますので、これは今後こういった形での公園の整備がなされていくのか、このところがちょっと私ども結論については、今後検討されていくことになると思います。いわゆる旧RD処分場の部分については、県有地化されたということでございますが、その分については、将来的にどうしていかうかということについては、これはまた県、地元の皆さんの御意見を聞きながらとなっていくかと思っております。その方向が、今はどういう方向にということまでは申し上げられるような状況ではないということです。

住民：　じゃあ、あらためて確認します。迷路があったところは健康運動公園構想の敷地内ですか。

栗東市（部長）：そこは含まれておりません。

住民：わかりました。

司会：ほか、全体を通しまして、御質問や御意見等ございましたらどうぞ。

住民：　今、説明をずっと聞いた中で、資料1の前回の開催結果の中の知事の出席についての部分ですけども、「二次対策工事の進捗、区切りに合わせて機会を考えさせていただきたいと返答しました。」と、まさしく今日が区切りではないのかな、と。今までの説明を聞いていて思うんですけども、特定支障除去等事業の実施計画変更ということは大きな区切りになるものではないかなと思うんですけども、県が考えている区切りという、その区切りの機会という部分は、どういうところに置いているんでしょうか。

室長：　事業の進捗でありますとか、皆様方からの御意見ですとか、それを逐一、知事にお伝えはさせていただいております。計画そのものにつきましては、住民の方への影響がある部分かとは思いますが、主な部分は御説明させていただきまして、事業費が約70億円から約81億円に変わるという部分かと思っております。そういった意味から、どちらかというところ県の財政上の理由がかなり大きいのかなと考えておまして、今おっしゃったような、これが一つの区切りというふうな意味合いで私どもは考えておりませんでした。どういうことが区切りなのかなということですけども、例えばこれ以上の想定を覆すような、住民の方に大きな影響を与えるような変更が必要となった場合でありますとか、それから、先ほどちょっと〇〇先生から話があって、質問が飛んでこないかと心配し

ていましたが、この跡地利用の話でありますとか、そういったことがありました折には、やはり知事にも出ていただいて、皆さんとお話しする機会があったほうがいいのではないかなと、個人的にはそのようなことを思っているところでございます。

住民：　今回は、環境省に対して実施計画変更の申請をするわけですね。栗東市からも意見照会を経て、環境審議会の回答もあり、もちろん県の常任委員会からも承認を得るという部分につきましては、十分な区切りなのではないかなと思ったので御意見として申し上げました。

住民：　何回も言わせてもらってますけれども、知事との面談は、それもあるかもしれませんが、やはり県の職員の方ともちょっとしゃべったりしても、こういう問題が起こった中で、いろいろな課題が山積みのままで残されている。やはりね、僕は滋賀県をよくしたいわけです。やっぱり教訓として、それをされるようになってほしい。そやから、そのためにはやっぱり変えていかないとあかんと。そういう意味で、知事と面談させてほしいということをもう1年以上前からずっと言い続けているんです。そやないと、いつまでたっても同じことを繰り返しているんですよ。ただ、それじゃないと、進歩してますと言うてくださってるんですけども、やはり私としては直接しゃべって、いい方向に持っていけるようにしたいという思いがあって、ぜひとも面談を考えてほしいということでございます。できるだけ早い時期に実施されるようお願いします。

司会：　ほか、御意見や御質問等はありませんでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして第21回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了させていただきたいと思えます。

本日はお忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございました。